昭和48年4月1日規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、消防手帳の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与者)

第2条 消防手帳の貸与者は、消防長とする。

(制式)

第3条 消防手帳の制式は、筑西広域市町村圏事務組合消防職員服制規則(平成 14 年組合規則第 3 号)の定めるところによる。

(表扇)

第4条 表扇第1葉表面には、中央上部に冬服又は合服を着用した無帽正面、上半身(第1ボタンより上身)の写真を貼付し、筑西広域消防本部の押出印を押し手帳番号、階級、氏名及び貸与年月日を記入し貸与者の職印を押し、表扇第2葉の配置年月日、勤務部署欄には配置替の都度記入し、消防長の認印を押すものとする。

(記載事項)

第5条 消防手帳には、職務に関し必要な事項を記載するものとする。

(手帳の携帯)

第6条 消防職員は、職務に服するときは常に消防手帳を携帯しなければならない。ただし、庁内で 執務中又は火災、その他の災害現場に出場する場合はこの限りでない。

(貸与替等)

- 第7条 消防手帳は、次の場合に貸与替又は再貸与するものとする。
  - (1) 貸与替
    - ア 表紙は、消防章又は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部名の表示が鮮明を欠き若しくは、 甚だしく汚損したとき。
    - イ 表扇は、昇任したとき、氏名が変ったとき、勤務部署欄の余白がなくなったとき、又は貼付 写真が甚だしく変色し本人であることの認定が困難になったとき。
    - ウ 記載用紙は、余白がなくなったとき。
  - (2) 再貸与
    - ア 消防手帳を亡失したとき。

(取扱の注意)

- 第8条 消防手帳は、汚損又は、亡失することのないよう注意して取扱わなければならない。 (消防手帳整理台帳)
- 第9条 総務課長は、第1号様式の消防手帳貸与台帳によって貸与、貸与替、再貸与返納等を整理しなければならない。
- 第 10 条 所属長は、所属職員の消防手帳を年 1 回以上期日を定め管理の状況等を検閲しなければならない。
- 2 前項の検閲は、消防司令補以上の監督者をして行わせることができる。
- 3 検閲したときは、その記載用紙に検閲年月日及び指示事項を簡明に朱記し検印するものとする。 (貸与替等の手続)
- 第11条 貸与替を受けようとするものは、第2号様式に消防手帳を添えて消防長に申請しなければならない。
- 2 亡失したときは、第3号様式により遅滞なく消防長に報告するとともに、第4号様式により再貸 与申請をしなければならない。

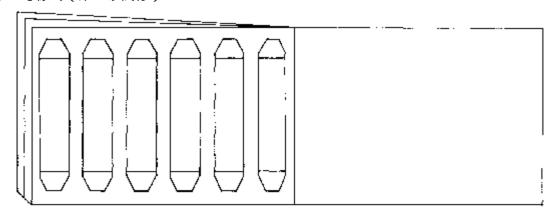
(名刺)

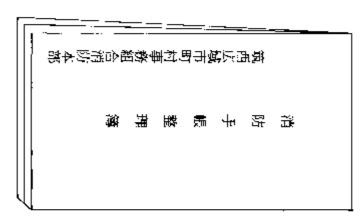
- 第12条 消防手帳の内側名刺入には、常に数葉の名刺を納めておくものとする。
- 2 前項の名刺の様式は、第5号様式によるものとする。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日より施行する。

#### 第1号様式(第9条関係)





	番号	階級	氏	名	 貸	与	年 月	П	丁\
						年	月	<b>a</b>	
						年	月	П	
1						年	月	B	
İ						年	月		
<u> </u>						年	月	П	
	備考				 	· <u>-</u>			

## 備考

- 1 差紙は、番号順に配列し、貸与年月日欄は新に消防手帳を貸与したとき又は、差換用紙を取換えの都度整理すること。
- 2 余白がなくなった差紙は、1年間保存すること。
- 3 消防手帳の亡失等の事故があったときは、その手帳の番号は、欠番として、備考 欄に事故発生の年月日事故種別を朱書し置くこと。

### 第2号様式(第11条関係)用紙規格B5

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長 様

勤務部署

階級 氏 名動

消防手帳貸与替について(申請)

下記理由により、消防手帳の貸与替を申請致します。

記

1 表 紙 理由

2 表 扇 理由

3 記載用紙 理由

### 第3号様式(第11条関係)用紙規格B5

年 月 日

筑西広域市町村**圏**事務組合消防本部

消防長 様

勤務部署

階級氏 名⑩

消防手帳亡失について(報告)

下記消防手帳を亡失しましたので報告致します。

記

- 1 消防手帳番号
- 2 亡失年月日
- 3 亡失場所及び状況
- 4 消防手帳取扱上の留意点

年 月 日

名⑩

筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防長 様

勤務部署

階級民

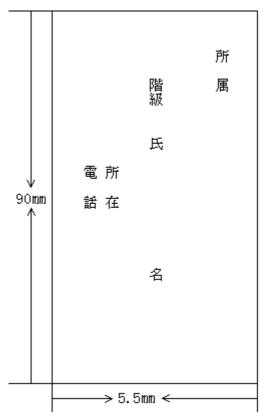
消防手帳再貸与について(申請)

下記理由により消防手帳を亡失いたしましたが、鋭意探索いたしても発見できませんので再貸与申請いたします。

記

理 由

# 第5号様式(第12条関係)



- 1 字体は、すべて楷書とする。
- 2 所属の記載は下記の例による。
- 2 4 1 3 下 消 筑西広域市町村圏事務組合 下 消 筑西広域市町村圏事務組合 総消 筑西広域市町村圏事務組合 筑西広域市町村圏事務組合 館 館 防 防 防 務 防 消 消 務 本 本 課本 防 署 部 課部 長部 長 部

川島、出張、所長下、館、消、防、本、部、統西広域市町村圏事務組合

6

- 3 階級は、氏名の上部に1行に入れること。
- 4 所属の所在、電話番号を入れる場合は、次の例による。

電話結城(〇二九六)二五一四五番茨城県結城市みどり町二丁目三売城県結城市みどり町二丁目三売城県下館市大字直井一〇七六